

令和3年度第2回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和3年9月23日（木）午後2時～午後4時40分	
場所	佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室	
出席委員	※ZOOMで出席 八木直人委員長、櫻田孝副委員長、室谷利子委員 菅原優輔委員、吉光孝一委員	
オブザーバー	社会福祉法人 大久保学園 千日 清理事長	
施設所管課	障害福祉課	山本課長、石橋主査、土屋主査、 木村主査補、濱田主事
事務局	資産経営課	小菅部長、渡部課長、橋本副主幹、 南谷主査補、村上主任主事
傍聴人	なし	
議題	1. 申請状況報告 [公開] 2. 審査方法確認 [公開] 3. 委員協議 [非公開] 佐倉市南部よもぎの園	

※佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条第4項の規定により、専門的見地から助言をいただくため、社会福祉法人大久保学園千日 清理事長にオブザーバーとしてご参加いただいた。

1 申請状況報告

（事務局より）

- ・佐倉市南部よもぎの園の公募に対して、1団体より申請があったことを報告。

2 審査方法確認

（事務局より）

- ・本日の委員会で個別ヒアリングを実施する必要があるか協議し、次回以降に審査結果の答申を作成することを確認。

3 委員協議

- ・緊急事態宣言のため施設見学会を実施できなかったことから、写真を用いて施設の説明を実施。
- ・事前の個別審査に基づく、施設ごとの所感報告や意見交換等を行う。

(1) 施設所管課報告

- ・1団体から応募があった。提出された申請書類を確認したところ、欠格事項に該当せず、重大な書類不備等もなかった。
- ・応募法人は経営状況が安定しており、平成19年より当施設の指定管理者として運営してきた実績に基づく、サービス向上の提案がされている。
- ・人員配置や職員の専門性を確保する体制について問題はない。

(2) 委員所感報告、意見交換等

○：質問 →：回答 ◎：意見

- 利用者の送迎サービスを実施することにより支出が増加することになるが、工賃の減少など必要な費用が削られてしまう懸念はないのか。
→応募法人は、車両はすでに保有しており、大きな支出の増加にはならないと思われる。
- 送迎サービスは業務基準書には書かれていない事業であるが、実施する必要があるのか。
→利用者や送迎する家族の高齢化等により通所が困難となっている人もいるため、送迎サービスの需要があるものと考えている。
- 委託料を0円としている。送迎サービスの需要があるならば、その分の委託料は市が支払う必要があるのではないのか。
→サービスにつながる事業ならば、その分は給付費が加算されると考えている。
- 委託料を支払う必要はないのか。支払う余裕がないのか。
→障害福祉サービスによる収入の中で、支出が収まるならば委託料の支払いは必要ないとする。何らかの事情により、仮に赤字経営となるならば協議する。
- 施設の多機能化をすることは問題ないのか。
→設置管理条例に照らし合わせて差し支えないものとする。

- 施設の多機能化の提案は公募のどの部分に該当するのか。
→業務基準書にある、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に関する業務である。
- 施設で継続して働いてもらいたいと思う。職員の給与水準は妥当か。
→医療従事者との比較で、介護職員の給与レベルは総じて低いと感じている。市単独での改善は困難。
- ◎災害対応 BCP の策定を進めているとあるが、新型コロナウイルス感染症対策も含めて確認したい。
- ◎15年間の指定管理者としての実績、多くの形態を運営している安定性を感じた。
- ◎安全管理・危機管理の取り組みに対して、新型コロナウイルス感染症対策以外の記述がやや弱いのではないかと。
- ◎就労継続支援の充実について、もっと具体的な記述が欲しい。
- ◎全体の印象として現状維持の傾向があり、プラスアルファの提案がもっと欲しかった。
- ◎面談を実施することで要望を聞くとあるが、年1回の面談では足りないのではないかと。

（3）個別ヒアリングの実施について

- ・委員協議により直接ヒアリングする必要があると判断し、申請団体を対象に個別ヒアリングを実施することとする。

（4）申請者に質問・確認したい事項

- ・利用者の送迎サービス及び施設の多機能化について、ニーズがあるのか、どれくらいのニーズがあるのか。
- ・施設の多機能化を導入したらどうするのか、どのような施設になるのか。
- ・職員に長く働いてもらうための取り組みについて。

- ・利用者の保護者や職員に対する心のケアについて。
- ・地域における新たな取り組みについて。
- ・感染症のBCP（事業継続計画）について。
- ・送迎サービス、多機能化、地域における新たな取組、感染症のBCPについては、事前に資料提出を求めることとする。

<議事終了>

【事務連絡】

- ・次回の会議は、10月7日に個別ヒアリングを実施する。
- ・緊急事態宣言の動向を鑑み、開催方法等の詳細は後日連絡する。

以上